

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

規制の名称：小出力発電設備及び自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

規制の区分：新設、改正、(拡充)、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課

評価実施時期：令和2年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

#### （1）小出力発電設備に対する適切な規律の確保

現行制度では、電気事業法（昭和39年法律第170号）において、小出力発電設備（出力50kW未満の太陽電池発電設備、出力20kW未満の風力発電設備等）の所有者又は占有者は、報告徴収の対象とされていない。また、立入検査については、一般用電気工作物のうち「居住の用に供されているもの」が対象外となっているため、住居の屋根に設置される小出力発電設備は、立入検査の対象とされていない。

そのため、当該設備については、安全性に疑義が生じた場合や事故が発生した場合であっても、報告徴収や立入検査によって設備の状況を把握することができず、必要に応じて適切な行政指導を行うこともできないため、現行の制度を維持した場合には、安全性に問題のある小出力発電設備について、保安の確保が困難な状態が継続することになる。

#### （2）自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

自家用電気工作物（出力50kW以上の太陽電池発電設備、出力20kW以上の風力発電設備、工場やオフィスビル、商業施設等の高圧受電設備等）は、その保守点検を設置者自らが行うのではなく、委託契約に基づき外部の事業者へ委託するケースが多くあるが、この保守点検を行う事業者は、現行制度では報告徴収や立入検査の対象とされていない。保守点検を外部の事業者に行わせている設置者については、その設置者の設備で事故が生じるおそれがある場合や実際に事故が生じた場合に、設置者に対する報告徴収や立入検査だけでは、十分に当該設備の保守点検の状況が把握できないケースが生じている。そのため、現行の制度を維持した場合には、自家用電気工作物の適切な保安の確保が困難な状態が継続することとなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその原因]

(1) 小出力発電設備に対する適切な規律の確保

これまで小出力発電設備は主に住居の屋根に設置される小規模な太陽電池発電設備を想定しており、大規模な発電設備と比べて危険性が低く、導入件数も限られると考えていたため、報告徴収の対象としていなかった。また、電気工作物に関して一定の知識を有する者が自宅等の屋根に小出力発電設備を設置し、当該設備の保安は、その所有者又は占有者により確保することができると想定していたため、住居に設置される小出力発電設備については立入検査の対象としていなかった。

他方、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)の施行以降、住居に設置される小出力発電設備や平地に設置された小規模な太陽電池発電設備等、住居以外に設置される小出力発電設備の導入件数が急増している。加えて、電気設備に関する専門知識に乏しい設置者の出現、傾斜地や水上への設置など、設置者及び設置形態の多様化も進展しており、一部の設備については、安全性の疑義が指摘されており、実際に事故も発生している。

そのため、近年の環境変化を踏まえ、小出力発電設備についても、報告徴収、立入検査の対象とすることで、設備の安全性を確認し、公共の安全を確保する必要がある。

(2) 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

自家用電気工作物の保守点検は、設置者が自ら行うのではなく、委託契約に基づき外部の事業者へ委託する場合があるが、この保守点検を行う事業者は、現行制度では報告徴収や立入検査の対象にはされていない。これは、電気事業法の保安規制においては、設置者責任の原則に基づき、外部委託による保守点検の実施状況の確認等を含めて、設置者に対する報告徴収や立入検査等により、当該設備の保安の確保が可能であると考えられていたためである。

しかし、再エネ特措法の施行以降、自家用電気工作物の設置者が多様化しており、事務所や自宅等から離れた遠隔地に太陽電池発電設備や風力発電設備等を設置し、当該設備の保守点検は専ら外部の事業者任せ、設備の状況について自ら確認していない設置者が増加している。

そのため、こうした設置者の設備については、事故が生じるおそれがある場合や実際に事故が生じた場合に、設置者への報告徴収や立入検査では十分に当該設備の保守点検の状況が把握できないケースが発生しており、必要に応じて、実際に設備の保守点検を行った事業者に対しても報告徴収や立入検査を行い、設備の保守点検の状況等を的確に把握する必要がある。

[規制以外の政策手段の内容]

経済的インセンティブや啓発・啓蒙活動等により、小出力発電設備及び自家用電気工作物の保安の確保を設置者等に促すことが考えられるが、法的な義務を課さない場合、その実効性が担保されないことから、規制以外の手段は適切ではないと考えられる。

[規制の内容]

(1) 小出力発電設備に対する適切な規律の確保

小出力発電設備の所有者又は占有者を報告徴収の対象として規定するとともに、一般用電気工作物である小出力発電設備の設置の場所への立入検査について、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においても、居住者の承諾が得られた場合には、立入検査を行うことができるようにする。

(2) 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

報告徴収及び立入検査の対象に、自家用電気工作物の設置者以外に保守点検を行った事業者を追加する。

## 2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 小出力発電設備に対する適切な規律の確保

[遵守費用]

立入検査については、国等が検査を実施するものであり、遵守費用は立入検査に立ち会う人件費及び検査を受検する事前準備のみであることから、発生する遵守費用は限定的である。報告徴収については、報告のための書類準備等の対応が発生するが、小出力発電設備の所有者又は占有者に報告を求める内容は設備の仕様や保守点検の結果等であり、大半は既存の資料の写し等で対応できるものであることから、発生する遵守費用は限定的である。

[行政費用]

小出力発電設備の所有者又は占有者に対する報告徴収及び、小出力発電設備の設置の場所に対する立入検査の実施件数に応じた行政費用が発生する。

(2) 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

[遵守費用]

立入検査については、国等が検査を実施するものであり、遵守費用は立入検査に立ち会う人件費及び検査を受検する事前準備のみであることから、発生する遵守費用は限定的である。報告徴収については、報告のための書類準備等の対応が発生するが、保守点検を行った事業者を求める報告は、その事業者が保守点検を行った自家用電気工作物の保守点検の結果等であり、大半は既存の資料の写し等で対応できるものであることから、発生する遵守費用は限定的である。

[行政費用]

自家用電気工作物の保守点検を行った事業者に対する報告徴収及び、自家用電気工作物の保守点検を行った事業者の事業場等に対する立入検査の実施件数に応じた行政費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制の緩和ではないため、該当せず。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(1) 小出力発電設備に対する適切な規律の確保

安全性に疑義のある設備や事故が発生した小出力発電設備への報告徴収及び立入検査によって、小出力発電設備の事故の未然防止や事故の再発防止等につながり、公共の安全の確保に資することが見込まれる。

(2) 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

安全性に疑義のある設備や事故が発生した自家用電気工作物について、その保守点検を行った事業者に対する報告徴収及び立入検査によって、自家用電気工作物の事故の未然防止や事故の再発防止等につながり、公共の安全の確保に資することが見込まれる。

## ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

### （１）小出力発電設備に対する適切な規律の確保

小出力発電設備及び自家用電気工作物の保安が適切に確保されることで、設備の事故を防止することができること等が便益と考えられるが、設備状況、事故の態様、事故による損害等は個々の事案で大きく異なるため、事故防止による便益の金銭価値化は困難である。

### （２）自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

自家用電気工作物の保安が適切に確保されることで、設備の事故を防止することができること等が便益と考えられるが、設備状況、事故の態様、事故による損害等は個々の事案で大きく異なるため、事故防止による便益の金銭価値化は困難である。

## ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められる。

規制の緩和ではないため、該当せず。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

### （１）小出力発電設備に対する適切な規律の確保

小出力発電設備に該当する再生可能エネルギー発電設備について、安全性に疑義のある設備や実際に事故のあった設備が現れている状況において、小出力発電設備に対する適切な規律の確保がなされることにより、再生可能エネルギー発電設備への信頼性が高まり、その導入が促進されることが期待される。

(2) 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

自家用電気工作物に該当する再生可能エネルギー発電設備の保守点検を専ら外部の事業者に委託し、設備の状況について自ら確認していない設置者が増えている状況において、自家用電気工作物の適切な規律の確保がなされることにより、再エネ発電設備への信頼性が高まり、その導入が促進されることが期待される。

## 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

(1) 小出力発電設備に対する適切な規律の確保

費用の発生は限定的である一方で、小出力発電設備の保安が適切に確保されることにより、事故の防止が図られる等の効果が見込まれることから、妥当な改正であると考えられる。

(2) 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

費用発生が限定的である一方で、自家用電気工作物の保安が適切に確保されることにより、事故の防止が図られる等の効果が見込まれることから、妥当な改正であると考えられる。

## 6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(1) 小出力発電設備に対する適切な規律の確保

小出力発電設備の保安の確保の代替案としては、設置にあたり、許認可の対象とすることが考えられる。しかし、一部の小出力発電設備の安全性に対する疑義をもって、膨大な設備を画一的に事前の許認可の対象とすると、高い行政費用が発生する。

一方、報告徴収や立入検査は、安全性に疑義のある小出力発電設備の状況を限定的な費用で確認し、必要な行政指導を行うことができるため、妥当であると考えられる。

(2) 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

設備の保守点検を外部の事業者に委託している自家用電気工作物の保安の確保の代替案としては、設置にあたり、許認可の対象とすることが考えられる。しかし、膨大な数の自家用電気工作物を、画一的に許認可の対象とすると高い行政費用が発生する一方、設置時に安全が確保された設備であっても、適切な保守点検が行われない場合は、事故が生じる可能性がある。

一方で、報告徴収及び立入検査は、自家用電気工作物の設置者に対する報告徴収及び立入検査だけでは設備の保守点検の状況が把握できない場合に、保守点検を行った事業者に対して報告徴収及び立入検査を実施することで自家用電気工作物の状況を確認し、必要な指導を行うことができる。したがって、行政費用の発生は事前の許認可の対象とするよりも、はるかに限定的であることから、妥当であると考えられる。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(1) 小出力発電設備に対する適切な規律の確保

「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ」において、小出力発電設備を報告徴収及び立入検査の対象とすべき旨の中間報告が取りまとめられている。

<産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ 中間報告>

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/denryoku\\_anzen/newenergy\\_hatsuden\\_wg/20191119\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/20191119_report.html)

(2) 自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安人材・技術ワーキンググループ」において、自家用電気工作物の保守点検を行う事業者を報告徴収及び立入検査の対象とすべき旨の中間報告が取りまとめられている。

<産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安人材・技術ワーキンググループ 中間報告>

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/denryoku\\_anzen/hoan\\_jinzai/20191125\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_jinzai/20191125_report.html)

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、本法案附則第 12 条において本法案の施行後 5 年を経過した後適当な時期に見直す旨が規定されているため、施行から 5 年後に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

#### （１）小出力発電設備に対する適切な規律の確保

小出力発電設備に対する報告徴収及び立入検査の実績等から、小出力発電設備に対する規律の確保状況について確認することとする。

#### （２）自家用電気工作物の保守点検を行う事業者に対する適切な規律の確保

自家用電気工作物の保守点検を行った事業者に対する報告徴収及び立入検査の実績等から、自家用電気工作物に対する規律の確保状況について確認することとする。